

議案第36号

守口市手数料条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和8年6月12日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市手数料条例の一部を改正する条例

守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前			改 正 後		
第1条から第9条まで 略			第1条から第9条まで 略		
別表第1から別表第8まで 略			別表第1から別表第8まで 略		
別表第9（第2条関係）			別表第9（第2条関係）		
略			略		
事務の名称		金額	事務の名称		金額
略			略		
住民票記載 事項証明書 の交付	住基法第12条第1 項又は第12条の3 第1項若しくは第 2項の規定に基づ く住民票記載事項 証明書の交付	1通につき300円	住民票記載 事項証明書 の交付	住基法第12条第1 項又は第12条の3 第1項若しくは第 2項の規定に基づ く住民票記載事項 証明書の交付	1通につき300円(多機 能端末機により交付を 受ける場合にあつて は、1通につき200円)
略			略		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。